

交付要件該当に係る確認書

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しません。
- 2 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めます。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行います。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めます。
- 6 一の場合において、補助対象設備を複数の設備に分割して扱いません。
- 7 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、補助対象設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。
- 8 補助対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
- 9 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
- 10 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
- 11 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守します。
- 12 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行いません。
- 13 発電した電力量のうち 30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費します。
- 14 補助対象設備に対し、国や県から他の補助金等を受けていません。かつ今後も受けません。
- 15 補助対象設備は、明石市が交付決定した後に、契約及び設置します。
- 16 兵庫県税及び明石市税の滞納はありません。実績報告時には滞納がないことを証明する書類を提出します。

上記事項を遵守します。

年 月 日

署名
